

令和4年第2回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第4号 専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その1）改良工事）
2. 報告第5号 専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その2）改良工事）
3. 議案第4号 行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例
4. 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第6号 仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
6. 議案第7号 仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第8号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第9号 仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
9. 議案第10号 仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例
10. 議案第11号 仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
11. 議案第12号 仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
12. 議案第13号 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号）について
13. 議案第14号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
14. 議案第15号 令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）について
15. 議案第16号 令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
16. 議案第17号 令和3年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
17. 議案第18号 令和3年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

18. 議案第19号 令和3年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
19. 議案第20号 令和4年度仁淀川町一般会計予算について
20. 議案第21号 令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について
21. 議案第22号 令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について
22. 議案第23号 令和4年度仁淀川町介護保険特別会計予算について
23. 議案第24号 令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について
24. 議案第25号 令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について
25. 議案第26号 令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について
26. 議案第27号 令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について
27. 議案第28号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について
28. 議案第29号 高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
29. 議案第30号 高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
30. 議案第31号 財産の取得について
31. 発議第6号 「国道439号改良促進特別委員会」を「国道439号及び494号改良促進特別委員会」に改める決議
32. 発議第7号 消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書
33. 発議第8号 ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を強く求める決議

令和4年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月8日（火曜日）

10時00分開会

11時41分散会

出席議員（9名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	野 村 安 夫
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
10番 "	大 野 弘		

欠席議員（1名）

9 番 議 員 藤 崎 源 彦

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	井 上 竜 一	保健福祉課長	谷 脇 昭 仁
産業建設課長	片 岡 伸 二	会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫
教 育 次 長	井 上 健 一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	仁淀住民福祉課長	大 野 真 智
池川地域振興課長	大 原 成 彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号9番、副議長の藤崎源彦君から仕事中のけがにより入院とのことで欠席届が出ております。しっかりと静養され、ご回復と復帰をお祈りいたしたいと思います。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、藤原大君、4番、野村安夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

本件については、3月1日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から11日までの4日間とし、1日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、散会の後、議場において新型コロナウイルスワクチン接種事業についてはほかの全員協議会を行います。2日目は休会いたします。3日目は午前10時より一般質問を行います。4日目最終日は、一般質問が残れば一般質問を、その後、付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間の上限は原則1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日8日から11日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 8 日から 11 日までの 4 日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和 3 年第 7 回定例会で決議されました意見書につきましては、關係機關に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。行政報告をさせていただく前に、仕事中に大けがをされ、本議会欠席の藤崎副議長にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

それでは、改めまして、本日は、令和 4 年第 2 回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

全国的に新型コロナウイルスの感染が高止まりしている状況で、高知県においても 2 月 12 日からまん延防止等重点措置が県内全域に適用され、飲食店等に営業時間短縮への協力要請等が出されておりましたが、3 月 6 日に指定が解除されました。しかし、感染のピークは過ぎたものの、第 6 波終息の時期は見通せず、オミクロン株の一種である B A. 2 と呼ばれるウイルスが市中で確認されておりますので、今後の感染状況を注視する必要があると考えております。

また、本町におきましては、3 月に入り、複数名の感染者の報告があり、引き続き町民の皆様には、マスクの正しい着用、3 密の回避等、基本的な感染防止対策の徹底及びワクチン接種が可能な方はできる限り接種していただくことで、自分自身の感染や発症、重症化を防ぐだけでなく、家族や周りの方々の健康を守ることにもつながりますので、ぜひワクチン接種を受けていただきますようお願いいたします。

さて、令和4年度一般会計予算案の総額は、令和3年度当初予算総額69億9,456万5,000円に対して69億125万1,000円と、9,331万4,000円、率にして1.3%の減となっております。この減は、直診会計繰出金や地方創生道整備推進交付金事業の減などが主な要因となっております。

また、地方交付税につきましては、普通交付税において、令和2年国勢調査の数値が全て反映され、地方財政計画上は伸びておりますが、高知県の試算によると、県内市町村の大部分が減額となっており、地方交付税全体では昨年度より5,600万円の減を見込んでおります。

このように財源の確保が厳しい状況ではありますが、私の公約であります「住んでいてよかったと思えるまちづくり」を実現するために、新年度予算に給食費の実質無償化1,235万6,000円、高校生、大学生等への就学支援給付金710万円などの子育て支援、介護職や保育士の処遇改善として1,400万4,000円、農福連携による障害者等の就労の場の確保による社会参画の実現のための補助金3,717万4,000円、空き家住宅改修工事費3,097万2,000円による移住定住の促進など、将来を見据えた予算編成ができたものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関係についてご報告いたします。

昨年12月の臨時国会におきまして令和3年度補正予算が成立し、1億1,025万5,000円が本町に割り当てられました。当交付金の総額は5億5,472万8,000円となり、これまでに町民の生活支援や町内事業者の経営支援、町内医療機関・介護事業所の支援、町内の公共施設並びに教育施設などの新型コロナウイルス感染防止対策、小中学校情報機器整備事業、新しい生活様式対応に係る事業者支援など、様々なコロナ対策に活用させていただいております。今回割り当てられた交付金につきましては、全額を令和4年度予算において活用させていただく計画でございます。

当初予算に計上しております事業概要でございますが、国・県におきまして既に実施しております事業復活支援金や感染症対策臨時給付金の対象事業者にならなかった町内事業者に対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた対象期間の売上減少率が30%未満の事業者を支援する仁淀川町新型コロナウイルス感染症地域経済応援支援金交付事業や、妊婦支援給付金事業、小中学校給食費負担軽減事業、総合健診会場におけるコロナ感染予防対策事業、感染症防止用品等備蓄倉庫建築事業など、総額7,596万7,000円を計上さ

せていただいております。

なお、全ての計画を当初予算に計上しておりませんが、今後のコロナ感染状況を踏まえながら、補正予算により効果的に実行してまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

先ほど当初予算の中で少し触れましたが、農福連携事業とは、障害者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現し、担い手不足や高齢化が進む農業分野においては新たな働き手の確保につながる事業であります。障害者が自立し、安定した生活を営むためには、就労して収入を得、生活基盤を築く必要がありますが、仁淀川町内には障害者への就労の機会を提供する事業者が少なく、一方で、高齢化が進む農業分野では新たな担い手の確保が難しいため、これらの課題を解決する手段の一つとして、カット野菜の食品加工事業者であるフードプランの隣接地にリーフレタスとベビーリーフの水耕栽培施設の建設を計画いたしました。

実施主体は、越知町において水耕栽培の実績があります西村農園合同会社であります。地域に根差して取り組みたいという思いから、新たな法人、清流ファームを設立し、仁淀川町内の障害者を雇用する予定であります。水耕栽培は、土壌栽培と異なり、安定した一定の環境の下で栽培を行うため、季節や天候に左右されることなく、安定した量と品質の製品供給が可能となり、年間を通して作業量の均平化と確保が図られることによって障害者の方の安定した就労につながるものであり、当該法人清流ファームと野菜供給相手方のフードプラン双方におきましても、隣地で事業展開をすることにより製品輸送、包装コスト等の削減が可能となり、双方の経営改善につながることを期待できます。

次に、町道イシセト線地滑り災害について報告いたします。

被災場所は、安居溪谷上部に位置する檜山地区で、令和2年7月8日、24時間雨量104mmの豪雨により、幅88m、長さ95m、深さ14mの地滑り災害が発生しました。現在、町道イシセト線は通行止めとなっております。被災延長130.5m、復旧工法としてアンカー88本、排水ボーリング10本を予定しております。

また、普通河川ナガノヂ谷川地滑り災害ですが、この河川は、現在通行止めとなっている用居地区国道494号及び林道ヲヲカゲ線の下方の河川であります。国道の山手側が12月11日から14日にかけて2次崩壊が発生し、多数の倒木、土砂により、延長35mにわたり河川が埋塞されました。現状での貯留水はなく、流下しています。

以上、2件の地滑り災害を、2月28日から3月2日にかけて国土交通省所管第1次査定

が実施され、申請どおり決定されました。

次に、昨年6月30日より通行止めとなっていた国道494号について、2月より道路通行開放に向けた工事に着手いたしました。作業が順調に進めば、暫定での通行再開は5月下旬を予定しています。また、国道下の林道ヲヲカゲ線については、国道の安全が確認されましたら、暫定での通行再開に向け、工事に着手したいと思います。

町民の皆様には大変ご不便をおかけします。今しばらくお待ちいただきたいと思います。

次に、今議会に提案しております30件の案件の内訳は、専決処分の報告2件、条例の制定や一部改正議案9件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算議案7件、令和4年度当初予算議案8件、一部事務組合の規約の変更等に関する議案1件、一部事務組合の財産処分に関する議案2件、財産の取得議案1件となっております。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。まずは、今議会欠席の藤崎副議長が一刻も早く全快されて退院されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況等についてご報告します。

1月中旬、保育所、保育園において新型コロナウイルス感染症の罹患者が出たため、3日間あるいは5日間の休園措置を行いました。また、2月初旬、小学校1校においても罹患者が出たため、週末の午後半日、休校の措置を行いました。それ以降の感染の広がりもなく、それぞれ臨時休業明けは平常通りの保育所・保育園業務、授業を行っております。

中学校では、先週3日、4日と高校入試A日程が行われ、当日、体調不良等、欠席することなく、全員無事に受験できました。それぞれの希望校に合格できることをお祈りいたしております。

次に、卒業式につきまして、中学校は3月12日に、小学校は3月23日に、共に昨年度に引き続き規模縮小、時間短縮での式典となりますが、陰ながら進級・進学をお祝いさせていただきます。

次に、児童生徒数の動向につきましては、今年度、小学校3校合わせて30人が卒業、新年度、27人が入学、また、転校生児童を含め、児童総数は140人となる見込みで、3年度

と比較し7名の減となる見込みです。中学校は2校合わせて23人が卒業、26人が入学、他校への転出もあり、生徒総数は67人となる見込みで、3年度と比較して2人増を見込んでいます。これは小学校からの入学者増が要因となっております。

次に、スポーツの面におきまして、3月26日から28日に岡山県で開催される第18回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会、高知県選抜メンバー17名のうちに、仁淀中学校から佃陽那太君、藤原大輔君、池川中学校から山中陸功君、岡崎猛君、金尾翔人君の5名が選出されました。大会が無事に開催され、出場される皆さんが活躍されることを願っております。

次に、令和3年度5月オープンの図書室の利用状況についてご報告いたします。

5月から2月までの10か月間の利用者は4,133人で、月平均413.3人、1日平均は17.3人となります。貸出冊数は10か月間で7,852冊、1日平均は32.9冊となります。5月オープン当初は400人を超える利用者があり、7月、8月に入ると、児童生徒の夏休みの影響とありますが、7月に545人、8月に759人と伸びました。しかしながら、9月以降は平均約330人の利用者にとどまっております。

今年度は、「和紙でランプ作り」や「使わなくなった絵本カバーで自分だけのバッグをつくってみよう」など、イベントに親子15組、また、「竜とそばかすの姫」パネル展など、図書の利用に向けての取組も行いました。今後は、図書室の蔵書を増やしつつ、幅広い年齢層に利用していただくため、ニーズの把握や、引き続きイベントの開催をしていきたいと考えております。

次に、GIGAスクール構想による学校での1人1台のタブレットについて、10月に、教員用の納品を最後に、1人1台のタブレットを整備することができました。その間、教職員を対象に講習会の実施などを行い、年明けからICT支援員が各学校へ訪問し、サポートや使い方の提案等を行うことにより、教職員の方々が積極的に授業に取り入れております。また、各家庭の環境もほぼ整い、宿題など、ICT機器を用いて行う持ち帰り学習も順次開始されております。そのかいあって、今回の新型コロナウイルス感染症第6波において出席停止となった児童生徒に対し、学校と各家庭をつないで授業を行うオンライン授業などにより、健康観察や学習の継続、学びの保障を行うことができました。

今後は、より一層の充実を図るため、サポート体制をしっかりと維持していきたいと考えております。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明し

ます。

条例関係では、児童生徒のスクールバスの利用状況に伴い、仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案 1 件を提案しております。

令和 3 年度補正予算につきましては、子ども・子育て支援交付金国庫負担金の決定による返還金1,000円や、スクールバス購入の入札結果に伴う55万8,000円の減額の補正予算を計上しております。

令和 4 年度当初予算につきましては、新規事業として、新型コロナウイルス臨時交付金を財源に、全校生徒児童の給食費の無償化を図る小中学校給食費負担金軽減補助金1,235万6,000円、高校・大学生等の就学応援のため就学支援給付金710万円、また、高等学校等の通学に係る経済的な負担軽減等のため、9 月補正にて月額 1 万5,000円から 3 万円に増額した高等学校等通学給付金1,728万円、小学校及び中学校入学応援手当として、小学校入学費用に対し 1 人 3 万円、中学校入学費用に対し 1 人 5 万円を扶助する子育て応援手当 208万円を計上。

また、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く保育士等の処遇の改善を図るため、収入を 3 %程度（月額9,000円）引き上げるための費用を補助する保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金350万4,000円。なお、交付の際には、実際の職員配置状況により、1 人当たりの引上げ額が月額9,000円を下回る場合もあります。

次に、交流センター図書購入費550万円、給食賄い材料費として、給食メニューの充実及び食材の値上がりを考慮し、現行の給食単価を 1 人当たり20円増額し、対前年度108万2,000円増の1,776万7,000円などを計上させていただいております。

適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第 4、報告第 4 号、専決処分の報告についてから、日程第33、議案第31号、財産の取得についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第34、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第4号から議案第31号まで一括して、竹本副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております報告及び議案について順次ご説明申し上げます。

議案書1ページ、報告第4号から説明いたします。

報告第4号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|----------------------|-------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その1）改良工事 |
| 2. 変更前の契約金額 | 6,847万5,000円 |
| 変更後の契約金額 | 6,381万1,000円 |
| 3. 契約の相手方 | 有限会社大谷組 |
| | 代表者 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1837番地 |
| | 氏 名 代表取締役 尾崎充明 |
| 4. 変更年月日 | 令和4年2月10日 |
| 令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実 | |

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

内容は、山留ブロック積み及び落石防止工密着型ネットの施工面積の減に伴い、契約金額が466万4,000円の減額となったものであります。

次に、議案書2ページをお開きください。

報告第5号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その2）改良工事 |
|----------|-------------------------------------|

2. 変更前の契約金額 6,380万円

変更後の契約金額 6,763万9,000円

3. 契約の相手方 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1459番地

氏 名 株式会社不二土木 代表取締役 尾崎二徳

4. 変更年月日 令和4年2月10日

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件も、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

内容は、山留ブロック積みの施工面積の増に伴い、契約金額が383万9,000円の増額となったものであります。

以上で報告についての説明を終わります。

続きまして、議案についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。議案第4号から説明をいたします。

議案第4号、行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について。

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、行政手続等の簡素化として押印の見直しを行うため、議案書4ページのとおり、2つの条例の様式変更を行う目的で本条例を制定するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主たる改正点は、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労

働者に対する個別の周知、意向確認の措置の義務づけの追加となります。

施行日は令和4年4月1日からとしております。

議案書の7ページをお開きください。

議案第6号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じ、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議案第7号、仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、昨年8月の人事院勧告、同年11月の総務副大臣通知により示された一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、議案書10ページのとおり、町議会議員の期末手当の支給割合を引き下げる等の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の11ページをお開きください。

議案第8号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、議案第7号と同じく、議案書12ページのとおり、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き下げる等の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

議案書の13ページをお開きください。

議案第9号、仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町スクールバスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、児童生徒の状況により、森山線をスクールバスの路線に追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和4年4月1日からとしております。

次に、議案書の15ページをお開きください。

議案第10号、仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の適用年度を令和5年度まで延長するために、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしております。

議案書の17ページをお開きください。

議案第11号、仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、道路構造令の一部改正に伴い、議案書18ページのとおり、本条例の一部を改正するもので、主たる改正点は、自転車通行帯及び自動車道の設置基準の見直しとなります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の19ページをお開きください。

議案第12号、仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正

する条例について。

仁淀川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年4月の消防団員の処遇等に関する検討会中間報告書及び消防庁長官通知に基づき、消防団の処遇改善を図るため、議案書20ページのとおり、本条例の一部を改正するものであります。

主たる改正点は、年報酬及び費用弁償としての出動手当の単価の見直しとなります。

施行日は令和4年4月1日からとしております。

次に、議案書の21ページをお開きください。

議案第13号、令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号）について。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第9号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ925万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,158万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

まず、歳入でございますが、詳細につきましては9ページから15ページをご参照ください。

9ページの10款地方交付税は、普通交付税については、留保財源の全額を予算化し、1億7,431万5,000円の補正、特別交付税については、確定していないため、留保分の一部予算化による6,800万円の補正でございます。

10ページから11ページの14款国庫支出金は、マイナンバーカード所有者の転出・転入のワンストップ化に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金255万8,000円、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金79万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金332万2,000円、感染症対応地方創生臨時交付金95万5,000円の補正。その他は補助額の確定等による増減の補正でございます。

12ページの15款県支出金は、全て補助額の確定等による増減の補正でございます。

13ページの17款寄附金は、一般寄附者による寄附金103万円の補正でございます。

14ページの18款繰入金は、財源にめどが立ったことによる財政調整基金繰入金4,681万4,000円の減額補正。その他は事業費確定等による調整のための増減の補正でございます。

15ページの21款町債は、国の補正に伴う事業の補助裏の財源確保のための補正及びその他は事業費の確定等による調整のための増減の補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細については16ページから28ページをご参照ください。

16ページから17ページの2款総務費は、4項戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード所有者の転出・転入のワンストップ化に係るシステム改修委託料255万9,000円の補正。一方で、減額補正として、地域おこし協力隊員の退職に伴う報酬、職員手当等及び旅費260万2,000円。その他は事業費の確定等による減額補正でございます。

18ページの3款民生費は、修繕料24万円のほかは事業費の確定等による増減の補正でございます。

19ページから20ページの4款衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種に係る報酬、職員手当等、報償費及び需用費332万2,000円の補正。その他は事業費の確定等による増減の補正でございます。

21ページから22ページの5款農林水産業費は、林道下土居桧谷線改良工事や林道成川檜山線改良工事等の測量設計委託料1,400万円、同工事請負費800万円の補正。その他は事業費の確定等による増減の補正でございます。

23ページの7款土木費は、全て事業費の確定等による増減補正でございます。

24ページの8款消防費も事業費の確定等による増減補正でございます。

25ページの9款教育費は、僻地児童生徒援助事業によるスクールバス購入費の確定による減額補正でございます。

26ページから27ページの10款災害復旧費は、全て実績見込みによる減額補正でございます。

28ページの12款諸費は、福祉基金及び農林業振興基金にそれぞれ8,000万円を積み立てる補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は925万6,000円の減額補正で、補正後の合計は87億4,158万4,000円となります。

それでは、議案書に戻って、22ページをお開きください。

議案第14号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添、令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書（国民健康保険）（第2号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,673万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,521万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は6ページから14ページをご参照ください。

主な内容は、歳入につきましては、国保税の見込み調整による補正、その他財源の確定及び調整による補正となっております。歳出につきましては、2款保険給付費の見込み増による6,200万円の補正。7款諸支出金は、特別調整交付金の決定による直診会計繰出金2,504万9,000円の補正で、内容は、僻地直診に係る運営費分821万9,000円、電子カルテ等購入補助分1,573万円、内視鏡等購入補助分110万円等でございます。その他は事業費確定による減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は8,673万7,000円の補正で、補正後の合計は8億2,521万4,000円となります。

それでは、議案書に戻って、23ページをお開きください。

議案第15号、令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算

(第3号)について。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第3号)について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書(直診大崎診療所勘定)(第3号)の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第3号)。

令和3年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は7ページから10ページをご参照ください。

主な内容としましては、歳入の1款一般診療収入は、新型コロナウイルスワクチン接種による診療報酬収入900万円、3款県支出金は、僻地診療所設備整備補助金737万円、4款繰入金は、特別調整交付金僻地診療所運営補助分として、国保会計から事業勘定繰入金2,504万9,000円の補正。一方、減額補正として、歳入増に伴い、一般会計繰入金を4,141万9,000円減額しております。歳出は、10ページの施設整備費の財源振替となっております。

以上の結果、歳入歳出予算額に変更はなく、合計は7億2,463万9,000円となります。

それでは、議案書に戻って、24ページをお開きください。

議案第16号、令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第3号)について。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町特別会計補正予算書(介護保険)(第3号)の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和３年度仁淀川町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

歳入の詳細は４ページから６ページをご参照ください。

なお、歳出の補正はございません。

歳入補正の内容としましては、１款の保険料は、収納見込みの調整として216万4,000円、３款の国庫支出金は、調整交付金1,264万6,000円、保険者機能強化推進交付金202万5,000円、災害等臨時特例補助金のコロナ減免分7,000円の補正、減額補正としては、７款の繰入金において、歳入増に伴い、財政調整基金繰入金を1,684万2,000円減額しております。

以上の結果、歳入歳出予算額に変更はなく、合計は13億2,000万2,000円となります。

それでは、議案書に戻って、25ページをお開きください。

議案第17号、令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について。

令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和３年度仁淀川町特別会計補正予算書（後期高齢者医療）（第１号）の１ページをお開きください。

令和３年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億2,833万6,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は６ページから９ページをご参照ください。

主な内容としましては、歳入の１款保険料は、収納見込みの調整として164万4,000円の補正、２款繰入金及び３款繰越金は、事業確定等による増減の補正となっております。歳

出につきましては、２款後期高齢者医療広域連合納付金の支払見込額の調整として35万2,000円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は35万2,000円の補正で、補正後の合計は１億2,833万6,000円となります。

それでは、議案書に戻って、26ページをお開きください。

議案第18号、令和３年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について。

令和３年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和３年度仁淀川町特別会計補正予算書（簡易水道事業）（第２号）の１ページをお開きください。

令和３年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。

令和３年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,315万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億5,440万8,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第２条、債務負担行為の変更は、第２表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正による。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は８ページから11ページをご参照ください。

主な内容は、歳入につきましては、３款国庫支出金及び４款繰入金、７款町債ともに事業費の確定等による減額補正となっております。歳出につきましては、１款事業費の公営企業会計移行のための地方公営企業法適用支援業務の委託料891万4,000円、生活基盤施設耐震化等交付金事業の工事費1,424万5,000円の減額補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は2,315万9,000円の減額補正で、補正後の合計は１億5,440万8,000円となります。

それでは、議案書に戻って、27ページをお開きください。

議案第19号、令和３年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につい

て。

令和３年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和３年度仁淀川町特別会計補正予算書（農業集落排水事業）（第１号）の１ページをお開きください。

令和３年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ794万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,962万5,000円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第２条、債務負担行為の変更は、第２表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第３条、地方債の変更は、第３表地方債補正による。

令和４年３月８日提出、仁淀川町長古味 実

歳入歳出の詳細は８ページから11ページをご参照ください。

主な内容は、歳入につきましては、１款分担金及び負担金、３款繰入金、６款町債ともに事業費の確定等による増減の補正となっております。歳出につきましては、１款事業費の公営企業会計移行のための地方公営企業法適用支援業務の委託料794万4,000円の減額補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は794万4,000円の減額補正で、補正後の合計は3,962万5,000円となります。

○議長 それでは、ここで休憩します。11時15分まで休憩します。

午前１１時０６分 休憩

午前１１時１８分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、提案理由の続きをお願いします。

○副町長 それでは、議案書の28ページをお開きください。

議案第20号、令和４年度仁淀川町一般会計予算について。

令和4年度仁淀川町一般会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

なお、議案第20号から27号の令和4年度予算の内容の説明につきましては、この後予定されております議員全員協議会の場に譲ることとし、この場で詳細な説明は省かせていただきますので、ご了承ください。

別添の令和4年度仁淀川町一般会計予算書の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町一般会計予算。

令和4年度仁淀川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69億125万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、29ページをお開きください。

議案第21号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計予算書の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億6,772万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、30ページをお開きください。

議案第22号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計予算書の31ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の国民健康保険直診勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億9,168万1,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、31ページをお開きください。

議案第23号、令和4年度仁淀川町介護保険特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町介護保険特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添、令和4年度仁淀川町特別会計予算書の61ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町介護保険特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億1,402万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、32ページをお開きください。

議案第24号、令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添、令和4年度仁淀川町特別会計予算書の91ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,385万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ

の最高額は5,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、33ページをお開きください。

議案第25号、令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計予算書の105ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,045万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、34ページをお開きください。

議案第26号、令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町特別会計予算書の125ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,174万9,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によ

る。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、35ページをお開きください。

議案第27号、令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について。

令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

別添、令和4年度仁淀川町特別会計予算書の143ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算。

令和4年度仁淀川町の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,716万3,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

それでは、議案書に戻って、36ページをお開きください。

議案第28号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合を脱退させ、これに伴い、高知県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、高知県市町村総合事務組合の構成団体である津野山広域事務組合及び幡多中央環境施設組合において、高知県市町村総合事務組合退職手当条例の対象となる職員がゼロ人となったことから、令和4年4月1日から高知県市町村総合事務組合を脱退すること及びこのことに伴う規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の38ページをお開きください。

議案第29号、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、議案第28号と同じく、高知県市町村総合事務組合の構成団体である津野山広域事務組合が高知県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、その財産処分について議会の議決を求めるものであります。

議案書の40ページをお開きください。

議案第30号、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分を次のとおり定めることについて、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案も、議案第28号、29号と同じく、高知県市町村総合事務組合の構成団体である幡多中央環境施設組合が高知県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、その財産処分について、議会の議決を求めるものであります。

議案書の42ページをお開きください。

議案第31号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度大崎診療所備品（歯科診察台及び顕微鏡等一式）購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約金額 | 4,051万1,405円 |
| 4. 契約の相手方 | 有限会社土佐レーニングセンター |

代表者 住 所 高知県高知市伊勢崎町12番地14 伊勢崎ビル 3
階

氏 名 代表取締役 杉本隆昭

令和4年3月8日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年度に整備する大崎診療所の備品である歯科診察台及び顕微鏡等一式の購入について、本年2月23日に公募型プロポーザルを行った結果、有限会社土佐レーニングセンターが落札し、本年2月24日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で私からの提出議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩します。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

午前11時41分 散会